

平成28年度
第2回愛知県障害者施策審議会
会議録

平成28年7月28日(木)

愛知県障害者施策審議会

平成28年度 第2回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

平成28年7月28日（木） 午後1時30分から午後4時まで

2 場所

愛知県三の丸庁舎8階 大会議室

3 出席者

井上委員、宇佐美委員、岡田委員、加賀委員、河口委員、川崎委員、高橋（脩）会長、辻委員
都築委員、徳田（清）委員、徳田（万）委員、永田委員、野田委員、古家委員、牧野委員、水野委員

（事務局）

健康福祉部長 ほか

4 開会・黙祷

定刻になりましたので、ただ今から平成28年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、このたび神奈川県の障害者支援施設で大変痛ましい事件が起こりました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと存じます。

黙祷。

黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、開催にあたりまして、長谷川健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

5 部長挨拶

皆様、こんにちは。愛知県健康福祉部長の長谷川でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、また、大変暑い中、平成28年度第2回愛知県障害者施策審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から本県の障害者施策の推進に御理解と御支援をいただいておりますことに、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。

先程、黙祷していただきましたが、一昨日26日に神奈川県の障害者支援施設で大変痛ましい事件が起こりました。改めて、亡くなられた方に心からお悔やみ申し上げるとともに、怪我をされた方の一日も早い回復をお祈りいたします。

本県におきましては、この事件を踏まえまして、昨日27日に、県内の入所型の社会福祉施設に対しまして、安全確保の徹底に関する通知を行いました。

更に、障害者支援施設69か所に対しましては、自主点検調査を実施するよう依頼いたしまして、点検調査の結果を基に、順次施設を訪問してヒアリングと現地調査を行い、このような痛ましい事件が起こることのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、この障害者施策審議会は、障害者基本法に基づき、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するため、都道府県に設置が義務付けられた審議会でございます。本日は、7月1日の委員改選後、初めての開催となります。任期は2年間となりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

今年度は、第1回目の審議会を5月12日に開催しております。「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例（仮称）」の制定につきまして、委員の皆様から貴重な御意見を賜わるとともに、条例の内容に関し、より詳細な検討を行うため、当審議会の下にワーキンググループを設置することを御承認いただきました。

その後、6月から7月にかけて計3回のワーキンググループを開催し、構成員の皆様から様々な御意見をいただきました。第1回の審議会及びワーキンググループでいただきました様々な御意見を踏まえ、真摯に検討を行い事務局でまとめあげました条例要綱案について、本日、御審議いただき、御意見を賜りたいと存じます。そして内容について御了解をいただきまして、9月定例県議会へ提案してまいりたいと考えております。

本日の議題は2件ございまして、次第にありますように、この手話言語条例のほか、昨年3月に策定しました第4期愛知県障害福祉計画の進捗状況について説明をさせていただき、御意見を賜りたいと存じます。

また、報告事項につきましては、「障害者総合支援法等の一部改正について」を始め3件について御報告させていただきます。

それでは、本日の審議会におきましても、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

6 資料確認

それでは、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、A4版で本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、そして審議会運営要領でございます。出席者名簿と配席図に変更がありましたので、新しいものを本日机上配付しております。

続いて、A3判で資料1-1、1-2、資料2、資料3、資料4、A4判の資料5でございます。

併せて、追加資料として、別紙「前文（骨子）」及び障害者芸術・文化祭のPR用のチラシを配付させていただきます。

不足等ございませんでしょうか。

7 定足数確認

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。

まず、定足数の確認でございます。本日は、委員数20名のうち、過半数以上の16名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条の規定により当審議会は有効に成立しております。

8 傍聴及びホームページへの掲載についての報告等

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

本日の会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。7月14日（木）から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしておりますが、本日の傍聴者が2名、並びに報道関係者の方がいらっしゃいますので、御報告いたします。

ここでお願いがございます。本日の会議では、手話通訳及び要約筆記の方に御協力をいただきながら、

進行してまいりますので、御発言にあたりまして、マイクを利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言いただきますよう御協力をお願いいたします。

9 委員紹介等

それでは、本日は、7月1日の委員改選後初めての審議会となりますので、新たに御就任いただきました委員の御紹介をさせていただきます。お手元の出席者名簿を御覧ください。

まず、本日御出席の委員の方から御紹介いたします。

公募委員の辻直哉様、愛知県弁護士会の徳田万里子様、名古屋大学教授の永田雅子様、愛知県盲人福祉連合会の古家千恵美様、愛知県聴覚障害者協会事務局長の水野樹里様、そして本日は御欠席ですが、愛知県市長会副会長で蒲郡市長の稲葉正吉様、公募委員の高橋美絵様の計7名でございます。

引き続き、御就任いただいている委員の方の御紹介につきましては、出席者名簿の配付により代えさせていただきます。

なお、本日は御欠席ですが、事前に送付させていただいた質問票に対し、愛知県知的障害者育成会の小樋友里恵委員から回答が寄せられておりますので、机上に配付させていただきました。

質問①で、「障害のある方が、安心して、地域で自立した生活を送るためには、どのような支援が必要であると思いますか。」に対し、「26日におきた障害者を差別した殺人事件がとてもショックでした。私達は生きていたいです。」との回答をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

10 会長選任

続きまして、本審議会の会長を選任していただきたいと存じます。

障害者施策審議会の会長は、愛知県障害者施策審議会条例第3条により、委員の互選によって定めることとなっております。

どなたか御意見はございますでしょうか。

岡田委員

引き続き、豊田市福祉事業団理事長の高橋先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

ただいま、高橋委員を会長にとの御意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の総意ということで、会長は高橋委員にお願いしたいと存じます。

どうぞ、会長席にお移りをお願いいたします。

この後の進行につきましては、高橋会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

11 会長挨拶

皆様、こんにちは。引き続き、障害者施策審議会の会長を務めさせていただくことになりました豊田市福祉事業団の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、今年度2回目の審議会であり、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。内容につきましては、議題が2件と報告事項が3件ございます。

特に、議題1の手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例につきましては、当審議会のもとにワーキンググループを設置し、3回の会議を開催し、構成員の方々からいただいた貴重な御意見を踏まえ、事務局でまとめていただいた条例要綱案について、本日の審議会でご意見をいただき、当審議会としてまとめてまいりたいと考えております。

他の議題と報告事項についても重要な事項でありますので、しっかりと検討してまいりたいと存じます。

また、委員改選後、初の審議会ということもありますので、委員の皆様方におかれましては、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御遠慮なく御質問していただきたいと思っております。そして、忌憚のないお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言をお願いしたいと存じます。

簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

12 議事録署名者指名

それでは、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。

今回は、岡田委員と川崎委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

13 事務連絡等

では、次第に沿って議事を進めてまいりますが、本日の会議の終了時刻は、午後3時30分を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

これから、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思っておりますが、先程部長の御挨拶にもありましたが、過日、神奈川県で大変深刻な事件が起こりました。そして、19名の方が亡くなられ、その他大勢の方が怪我をされております。

きっと、我が県の関係者におかれましては、不安と動揺、そして中にはすっかり萎縮しておられる方もいるかもしれません。

こういう時こそ、私たち県の障害者施策に重要な役割を持つ者が、安心と勇気を出していただけるようなメッセージを送ることが、この審議会の重要な役割の1つであろうと私は認識します。

そして、県民に対しては、障害者施策の理念、障害者施策はどうあるべきなのか、そして政策の方向性についてもきちんとメッセージを出していくことが重要ではないかと思っております。この件について、本日の本題に入る前に、皆様から御発言をいただいて、力強いメッセージを審議会として発信してまいりたいと思っております。

ぜひ皆様、御発言をお願いしたいと思います。また、御発言いただく際には、最初ですので、お名前とお立場を言っていただいて、それ以降は、お名前だけ言っていただければ良いかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

辻委員

公募委員の辻直哉と申します。

今回の相模原市の津久井やまゆり園の事件について、私の思いをお話しさせていただきます。

私自身、22歳のときに交通事故に遭い、その後、施設入所をしました。私がいた施設は、100人程度が入所していた施設でした。特に夜の時間帯はベッドに上げられて、車椅子も、介護をする際に邪魔であるため、外されます。このため、どのようなことがあっても、ベッド上から動けない状況でした。私自身、この事件を見ながら状況を想像したところ、入所者は、非常に怖い思いをされたのではないかと思います。また、ここにいる皆様も非常に悲しい思いをされたのではないかと思います。

しかし、愛知県では、障害者差別解消推進条例ができました。今後は、差別をなくす取組をしっかりと行っていく必要があると思います。

愛知県障害者差別解消推進条例では、基本理念の中で「障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。」とされています。ここに書かれている、「障害者に対する理解の不足」が社会の現実ではないかと思います。障害のある方たちが、ぜひ、もっと世の中でたくさん活躍できる社会、たくさん活躍できる愛知県を皆さんたちと一緒にもっともっと作っていく必要があると思います。

今後2年間、私自身も委員として取り組んでまいりますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

加賀委員

愛身連の加賀と申します。

我々の団体は、各障害者団体が拠っており、色々な障害を持たれている方がいます。事件についてのテレビを見ましたが、障害者自身は何の罪もありません。

また、予告をしていたとテレビで見ましたが、もう少し警察が警備をしていただければ、あれだけの事件が起きなかったのではないかと思います。

今の段階では、犯人がどういった恨みを持っていたかが分かりませんが、「こういった恨みでやった。ただ、首になったから暴れた。」というわけではなく、何かあるのではないかと思います。犯人に、「どういう気持ちで犯行に及んだのか。」と聞きたい気持ちでいっぱいです。好きでなった障害ではありません。

先日、テレビで東京の方も話されていましたが、障害者自身云々より、身体障害者でも重度の方、また車椅子の方や知的障害の方、高齢で動けなかった方が施設に入り、面倒をみていただきながら楽しく生活をしている中で、あのような事件が起きたことは大変情けないです。

悔しいですが、警察の方がもう少し対処していただければ、あのようなことにはならなかったのではないかと思います。

牧野委員

愛知県知的障害者育成会の副会長をしております牧野と申します。

知的障害者の世界でも、以前は若手ばかりでした。ただ、それは確認ができなかっただけであり、今は知的障害者でも、若年層から中年、50から70歳代の知的障害者が大勢いらっしゃいます。

知的障害者は、何の罪の意識も持っておりません。知的障害者はなされるがままに動いているという傾向が、どこの作業所でもあります。

昔は、知的障害者でも健康的な方が大勢いたと思いますが、今はどこの知的障害者施設でも、二重、三重の重度障害を持った人が多くいらっしゃいます。

神奈川県では、そのような方のための入所施設がたくさんありますが、愛知県ではほとんどありません。愛知県では、春日井のコロニーを出た方が、行くところがなく、各作業所に1か所に集まっているのが現状です。そのような作業所で、今回のような事件が発生した場合、介護している人も、何もできない状態になってしまいます。

今回の事件を受けて、私も、安全な施設を作れるよう、努力していきたいと思います。

岡田委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の岡田と申します。

発達障害は、なかなか理解されにくい障害でもあります。

今回はいつも支援していただいている職員が犯人ということで、大変胸が痛みます。働いていただいている方に、本当に正しく障害が理解されていたのかを心配しています。

これから、職員の養成について普及できるよう、私たちも取り組んでいきたいと思います。

高橋会長

ありがとうございました。私からも一言申し上げたいと思います。

26日の未明に起こった事件に触れ、1日目は無力感に襲われました。

この仕事を始めて45年になります。共生社会の実現を目指して取り組んできたつもりですが、障害のある方々に関係した事件としては、我が国では未曾有の事件であり、自分のやってきたことを虚しく感じたりもしました。

私は、何事もよく認識することが大事だと思い、情報を集め、考えました。容疑者の考え方の根底にあるのは、異質とみなした存在を不快な存在、そして無用の存在としておとしめる、ないしは排除するという考え方であろうと思いました。そのような考え方の下に、最終的に抹殺するという思想に至ったのであろうと思います。

「選別と排除」の思想が基本にあると思います。そういう考え方は、19世紀から20世紀にかけて世界中で支配的であった考え方で、私たちの中にも、その考え方は同様に根深くあると思います。

人類は20世紀の失敗から学んで、今世紀になって障害者権利条約を成立させました。そして我が国も、条約を批准し障害者基本法を改正して、お互いの違い、多様性を認め合い、連帯と共生の社会を作る方向に政策を転換してきました。お互いの違いへの相互理解と受容こそが人間の共存・共生への希望だと思えます。

まさに、この審議会はそれを実現するための審議会です。これからもこの理念を掲げ、力強く皆様とともに歩んでいきたいと思います。

それが亡くなられた方、失意のうちに沈んでおられる施設の方、関係者の方々に対する、私たちの応援のメッセージ、そして亡くなられた方の人生が意味あるものとなる道であろうと考えております。

そのような思いで、これからもこの会を進めさせていただきたいと思いますので、皆様御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これから議事に入ってまいりたいと思います。

本日の会議の終了時間は、午後3時30分を予定しております。

ただし、先程事務局に確認しましたら、少し長くなっても構わないということでしたので、よろしくお願いいたします。

では、議題の1番目「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例（仮称）について」事務局から説明をお願いします。

14 議題（１）手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例（仮称）について

障害福祉課 柴田補佐

それでは、議題の１番目「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例（仮称）について」説明させていただきます。

今年５月１２日に開催しました今年度１回目の本審議会では、条例の趣旨、背景、条例構成項目等について説明させていただきました。そして、条例案の検討につきましては、この審議会の下に、障害当事者、支援者、学識経験者等を構成員としましたワーキンググループを設置いたしまして、条例の名称を始め、各項目ごとにきめ細かく検討をしていただいたところでございます。

では、まず、資料１－２をご覧ください。３回のワーキンググループを行ってまいりましたが、その検討経過、そしてワーキンググループにおける主な御意見をまとめさせていただきました。このように、各項目につきまして、構成員の皆様方から、幅広く丁寧な御意見をいただいたところでありますので、御参照していただきたいと思っております。

それでは、資料１－１をご覧ください。３回のワーキンググループの検討結果を踏まえて作成しました条例要綱案でございます。ポイントを絞って、御説明させていただきます。

まず、条例の名称は、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」であります。議題の名称から変更されておりますが、ワーキンググループにおいて、全て障害が対象となっていることが分かるようにすべきである。あるいは、手話以外の手段を「その他」と表記するのは好ましくない等の御意見をいただきまして、変更したところでございます。

次に、「前文（骨子）」でございます。これは、本日机上配付させていただきました別紙をご覧ください。別紙としておりますが、内容の本質については、変更しておりません。条文上の言い回しですとか、文言、文節の順序などを入れ替えさせていただいておりますので、別紙に基づいて、説明させていただきます。

本県の前文ですが、コミュニケーション手段の利用の現状ですとか、課題、必要性等を記載してまいります。下から２つ目の項目において、本県の障害者差別解消推進条例に基づいてコミュニケーションの充実が必要であることや、大規模災害発生時の障害のある方への的確な情報提供が必要であることを記載しているのが、本県の特徴となっております。

次に、資料１－１に戻っていただいて、「総論」の第１「目的」でございます。手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進についての基本理念を定めて、全ての県民が、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

次に、第２「定義」でございます。コミュニケーション手段について、手話以外の対象範囲について記載してまいります。また、障害者についても定義してまいります。

次に、第３「基本理念」でございます。基本理念として、まず、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であることの認識のもとに行わなければならないと記載してまいります。その次に、手話が独自の言語であり、受け継がれてきた文化的所産であること。最後に、コミュニケーション手段の重要性を認め、選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることについて記載してまいりたいと思っております。

次に、「責務及び役割」で、第４「県の責務」でございます。県は、基本理念にのっとり、総合的な施策を推進し、市町村と連携し、取組を進めていくことを記載してまいります。

次に、第５「県民の役割」でございます。県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう記載してまいります。

次に、第6「事業者の役割」でございます。事業者の役割として、サービスの提供及び雇用に当たっては、コミュニケーション手段の利用に配慮するよう努めることと記載してまいります。

次に、「計画の策定等」で、第7「施策の推進」でございます。施策の基本的な方針等につきましては、障害者基本法に規定しております都道府県障害者計画において定めるものと記載してまいります。なお、県は、施策について定めようとする時は、愛知県障害者施策審議会の意見を聴かなければならないと記載してまいります。

次に、第8「啓発及び学習の機会の確保」でございます。ここでは、手話が言語であるということの普及啓発、それから市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の学習の機会の確保について努めるよう記載してまいります。

次に、第9「人材の養成等」でございます。県は、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した意思疎通を支援する者の養成その他必要な措置を講ずるものと記載してまいります。

次に、第10「情報の発信」でございます。県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報を発信するよう努めるものとするとして1つ目に記載し、2つ目に、県は、障害者とその家族及び支援者が、災害その他非常の事態において必要な情報を取得できるよう市町村その他の関係機関と連携し、情報を発信するよう努めるものとするとして記載してまいります。

次に、第11「学校における対応」でございます。1つ目として、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする児童等が通学する学校の設置者は、これらの者の教育に携わる教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めるものとするとして記載してまいります。

2つ目として、手話を使い日常生活等を営む児童等が通学する学校の設置者は、その学校に通学する児童等に対して手話言語の普及のための学習の機会を提供するよう努めるものとするとして記載してまいります。

3つ目として、手話を使い日常生活等を営む児童等が通学する学校の設置者は、当該児童等の保護者から学校における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努めるものとするとして記載してまいります。

次に、第12「事業者への支援」でございます。県は、事業者に対し、関係団体と協力して、事業者が行うコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとするとして記載してまいります。

次に、第13「コミュニケーション手段に関する調査」でございます。県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査に努めるものとするとして記載します。

次に、第14「財政上の措置」でございます。県は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするとして記載してまいります。

最後に、下に黒枠の囲みでございます。先程、第7「施策の推進」の中で、施策を定める時は、あらかじめ愛知県障害者施策審議会の意見を聴かなければならないと説明させていただきましたが、本条例の施策の推進について協議する場として、愛知県障害者施策審議会の下に、障害者コミュニケーション部会を設置してまいりたいと考えております。

以上が、簡単ではございますが、要綱案の説明になります。

なお、条文上の言い回し等については、固いルールがございます。現在、法規担当課と調整を行っている

ところですので、本日の資料から本質的な部分については変わることはありませんが、文言については微修正が入ることもありますので、御了解いただきたいと思います。

高橋会長

ありがとうございました。

ただいまの議題について、御意見や御質問を伺いたと思います。先程、私の挨拶でも申し上げましたが、3回のワーキンググループで侃侃諤諤の審議を行い、それをまとめたのがこの案となります。

第1回の審議会において、委員の皆様から沢山の御意見をいただきました。それらについては、逐一ワーキンググループに報告し、検討を行ってまいりましたので、皆様からいただいた御意見は極力尊重して、ワーキンググループで議論を進めていたと御理解していただければと思います。

それらも含めて、まとめたのがこの案となりますので、更に、皆様から御意見や御質問をいただければと思います。よろしくお願ひします。

徳田（万）委員

文言上の不備については、おそらく今後精査していただけると理解しております。「並び」が連続している部分があったりしますので、御留意していただければと思います。

私は、本日から参加になりますが、ワーキンググループ等における従前の議論については、資料をいただきましたので、そちらで確認させていただきました。

やはり、手話言語というものの特殊性と、その他のコミュニケーション手段の促進の2点について、どう折り合いをつけて条文化するののかというところで、相当御苦勞があったのかなと推測いたします。とはいえ、今回しっかり内容を確認させていただきまして、最初の手話言語の部分と、その後のその他のコミュニケーション手段の部分で少しバランスを欠いているのではないかという印象を持ちました。

例えば、第8「啓発及び学習の機会の確保」のところ。まず、第1項で、手話言語の普及啓発の重要性について記載されています。また、第2項で、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の学習の機会の確保の重要性が記載されています。障害の特性に応じたその他のコミュニケーション手段も、それぞれ様々な問題を抱えており、それに対しても手話言語と同様に普及啓発が必要であるのではないかと思います。特段の理由がないようであれば、文言を変える必要はないのではないかと思います。

また、同様に、第11「学校における対応」のところ。第1項は、総論的に、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の啓蒙が書かれておりますが、第2項と第3項は、手話のみを対象に書かれています。第2項の述語の部分ですが、学習の機会を保障するという事です。その保障する対象としては、児童、生徒などの子どもたちが含まれているわけなのですが、これは本当に手話のみで良かったかということです。同じく、第3項については、学校の設置者が児童、生徒、その保護者からの相談に的確に応ずるよう努めるという努力義務は、手話についてだけで良いのかという疑問を持ちました。

本来は、この部分を様々なコミュニケーション手段を念頭に置いて、理解が必要であり、施策が必要であると思いますので、障害の特性に応じたコミュニケーション手段も対象に含めるようにした方が良いのではないかという印象を持ちました。

高橋座長

すみません。色々と御指摘をいただきまして、どこがポイントだったのか少し分りにくかったのもう一度、ポイントだけ御説明いただけないでしょうか。

徳田（万）委員

申し訳ございません。

まず、第8と第11と対象にお話をさせていただきました。

どうしても意味合いが違うと言いますか、手話は言語であって、それ以外のコミュニケーションは手段であるということなので、多少文言が変わってくることは分かるのですが、どちらに関しても、県民の理解を得た上で、具体的な手段を充実させていくという点では同じだと思います。なので、第8で言いますと、第1項目で手話言語について書かれていて、第2項目でその他のコミュニケーション手段について書かれています。この第2項目の手段の中に、手話も入っているという理解でよろしかったのかという質問です。

次に、第11ですが、第2項目で学習の機会を提供するよう努めるとありまして、第3項目で相談に的確に応ずるよう努めるとあるのですが、相談に応ずる相手が手話言語に関わる方のみを対象としているように思えるので、あえてそうしているのか、これは質問でも構いませんが、要するに1項目と2項目と3項目の関係性が少し分かりづらいと思います。

高橋座長

分けなくて、1つに包含した方が良いのではないかということですか。

徳田（万）委員

もし可能であれば、そうした方が良くと思います。

障害福祉課 保木井主幹

第8の啓発の部分については、御指摘いただいた内容で再度検討させていただきまして、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の啓発の重要性についても書き加える形で考えたいと思います。

次に、コミュニケーション手段の中に手話も含まれるのかどうかという御質問だったかと思いますが、手話もコミュニケーション手段の1つであるという認識の下に作っております。

それから、2項目と3項目が手話に限定しているように見えるということなのですが、この部分につきましては、障害者基本法の中でも、手話は言語であるという位置付けがなされております。従って、言語であるがゆえに、学校における対応も必要であるのではないかという認識の下に手話について特記をしたという経緯がございます。

御指摘をいただきました学校における対応の部分につきましても、参考にさせていただいて、少し検討してまいりたいと思います。

水野委員

先程、徳田委員からお話がありましたが、一般の県民の方々は、手話が言語であるということの理解もできないと思います。その理由は、聞こえる人たちは、音声言語として、何千、何万、何億という多くの言葉を耳から聞いて、覚えて、成長していきます。

一方で、聞こえない人たちは、生まれた時から聞こえないので、親が話していることも耳には入りません。テレビやラジオ、周りの声などの声も耳には入りません。その代わりに目で見て、言葉を覚えるという方法です。だから、生まれた時からすぐ訓練が始まります。

聞こえる人たちは遊びながら、言葉を覚え、成長していきます。ですが、私たちのような聞こえない人たちは、遊ぶことを我慢して、訓練して成長してきました。それで、大切な手話と出会いました。生まれた時から周りで手話によって会話がされていれば、目で見て言葉を覚えることができ、社会に出てもコミュニケ

ーションがスムーズになると思うのです。そういった環境が必要であると思うのです。

今、音声言語の日本語で話し合うことが当たり前になっていますが、手話が言語であるということが社会に浸透していません。手話を言葉として獲得して、その上で言語としてコミュニケーションをしていくが重要であると思います。まず、手話が言語であると最初に位置付けて、併せて、その他の障害の特性に応じてコミュニケーションできるような社会が大事であると思っています。

また、手話言語を使うのは、実際はろう者と呼ばれる者です。つまり、聴覚障害者といっても、全部ではなく、ろう者と呼ばれる者だけが手話を言語として使っているのです。難聴の方々もいらっしゃいますが、難聴の方々には日本語を獲得しております。その上で、手話を獲得している方もおられます。でも、私もですが、生まれるつき聞こえない者は、手話を言葉として、命と同じくらい大事なものと思っています。手話がなければ、外にも出られないし、会話もできないし、お店に行っても楽しめないわけです。だから、ろう者にとって、手話言語が大切であるということと「ろう者」という言葉も入れていただきたいと思います。「ろう者」という言葉を入れた方が、より分かっていただけではないかと思いました。その辺り、理解していただければ、ありがたいと思います。先程もおっしゃっていましたが、手話が言語であるということと、コミュニケーション手段であるということが混ざって一緒にしてほしくないのが、別々の柱にしていきたいと思っています。

高橋座長

先程も申し上げましたが、ワーキンググループで侃侃諤諤の議論をしまして、それをまとめ上げたのがこの案となります。

私の方から少し付け加えますと、コミュニケーション手段というのは日本語を言葉や文字以外の形で、表現するという手段になります。それに対して、手話は、ろう者にとっての母語であり、日本語と同じであるということです。

言い方を変えると、ろう者の方にとって日本語は第1外国語になるという認識なのです。ですから、私たちが日本語を使わずに毎日英語で話さない、コミュニケーションしなさいと言われてたら、私たちは非常に困ると思います。それと同じように、手話を奪われると、人間として生きていけないくらい大切なことなのです。こここのところの違いだろうと思います。

自分が一番使いやすく、物事を考えやすい言葉を使う権利ということを言語権と言うのですが、そういったものを認めてほしいということだろうと思います。私たちの中には、こういった認識がまだ十分とは言えないので、様々な御意見が出てくるのであろうと思うのですが、それを理解した上で、今のような条文になったと御理解していただければと思います。

事務局から何か付け加えることはありますか。

障害福祉課 植羅課長

先程、徳田委員がおっしゃってございました第8「啓発及び学習の機会の確保」のところです。

ただいま水野委員から手話は言語であるということを強調した御意見をいただきました。こちらの説明不足であったかもしれませんが、1つ目の項目で、手話が言語であるということの啓発をさせていただきたいと思っております。言語であるということは、本日別紙でお配りいたしました「前文（骨子）」の2つ目の項目に記載しておりますが、手話は、知識を蓄え、文化を創造するために受け継がれた独自の体系を有する言語であるということを、しっかりと県民の皆様に御理解いただきたいというのがこの1つ目の項目になります。

そして、手話はコミュニケーション手段の1つということもあります。こちらについては、第2「定義」

のところで、「コミュニケーション手段」の定義として、手話を含めた手話、要約筆記等としております。

これらを踏まえた上で、手話が言語であるということの啓発を1つ目の項目に、そしてコミュニケーション手段としての手話を含めたコミュニケーション手段の学習の機会の確保を2つ目の項目にしっかりと違いを出して記載してまいりたいと考えております。

高橋座長

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

辻委員

今回の愛知県の条例の特徴としましては、前文に入っています大規模地震が想定されていることが挙げられると個人的には思っております。というのも、東日本大震災を経験し、そして4月には熊本地震が起きました。その中で、取り残されていくのは障害者であります。情報面では、聴覚障害者や視覚障害者、発達障害者の方がまったく情報が得られず、取り残されていくと思います。そうしたことを踏まえ、私から御質問させていただきたいと思っております。

避難所における情報保障の在り方について、県として、どのように取り組まれているのかお伺いしたいと思います。

熊本地震では、避難所にブラウン管のテレビしかなく、字幕が映らなくて聴覚障害者の方にまったく情報が入らなかったということが報告されています。それについて、愛知県では、避難所におけるバリアフリー及び情報保障の在り方について、どのように把握しておられるのか1点お伺いしたいと思います。

次に、普及啓発が入っておりますが、手話及びその他のコミュニケーション手段を普及させる。また、学習の機会を確保するという事になっております。第14「財政上の措置」とも絡んできますが、このことについて、どのように県として財政上の措置を行っていくのか質問したいと思います。

最後に、第11「学校における対応」ということで、学校と記載されておりますが、例えば、聴覚障害者の方や視覚障害者の方が普通学校に入学された時に、必要な合理的配慮が受けられるかどうか質問したいと思います。

防災危機管理課 黒原補佐

1点目の避難所における情報収集についてお答えしたいと思います。

愛知県では、市町村が避難所の運営を行うのですが、その際の参考になるように、「避難所運営マニュアル」というものを定めまして、避難所の運営の在り方について市町村の方にお知らせしているところです。この中において、障害者などの要配慮者の方を受付で確認し、情報が得られるよう配慮する旨の記載があります。また、避難所における情報収集の際に、資材が必要になる場合は、補助金を出し、整備をいただいているところであります。

特別支援教育課 伊藤補佐

先に、3点目の普通学校における対応についてお答えしたいと思います。

こちらには明記しておりませんが、既に小学校や中学校に、例えば、聴覚障害の方であったり、ろう者の方が、見えた場合には、通級における指導という方法がございまして、ニーズに応じて聾学校の職員が小中学校に出向いて授業を行うことができます。大半の授業は通常の学級に行うのですが、聴覚障害やろう者の方に特化した授業を、専門的知識を有する聾学校の教員が取り出して行うといったことをしておりますので、

引き続き、こういったことに力を入れていきまして、合理的配慮を行ってまいりたいと考えております。

障害福祉課 保木井主幹

最後に、財政上の措置についてお答えしたいと思います。

第7でも記載をしているのですが、この条例に基づいた様々な計画については、愛知県の障害者計画の中に定めていく旨の規定を設けております。従って、この障害者計画の中で定めた取組については、予算措置を講じながら、進めていくという考え方であります。

辻委員

御回答ありがとうございます。すみません。もう1点質問させていただきたいと思います。

先程、避難所については、機材を補助金で出すということだったのですが、具体的に、市町村の状況を県で把握されているのでしょうか。

防災危機管理課 黒原補佐

避難所におけるバリアフリーに関しては、現在市町村に照会中でありまして、そちらで確認していくこととしております。

岡田委員

資料1-2の定義のところ、ワーキンググループで私が発言したことに関してですが、実物の提示や絵の提示、ICT機器を入れてほしいという意見に対し、実際には、実物の提示のみ入っております。発達障害の方には、実物の提示だけでは足りないかなと思っております。例えば、視覚支援とか、もう少し工夫していただくことはできませんでしょうか。

障害福祉課 柴田補佐

実際に、どこまでを定義の中に位置付けるかということにつきましては、法規担当課とも話し合っていました。例えば、一般的な名称であったり、スタンダードな用具はどうかなど調整をした中で、条文上、「実物の提示」となったところでございます。御理解をいただきたいと思います。

高橋座長

ですが、実物というのは実際ほとんど使いませんよね。むしろ、コミュニケーションの手段としては、絵や写真の方が多いため、色々問題もあったかと思いますが、もう少し、部長さん頑張ってくださいと思います。

これは、恥ずかしいです。発達障害のある方にとって、絵や写真は、非常に重要なツールであります。それを理解しないというのは、これは非常に恥ずかしいことです。障害福祉課の方はよく分かっておられると思います。調整上の問題もあるかと思いますが、もう少し頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

水野委員

2点ございます。

まず、1点目は、前文についてです。他の部分でもそうですが、「ろう者」という言葉がまったく使われておりません。聴覚障害者全般と思われてしまいます。ろう者が使うのが手話言語ですので、「ろう者」と

いう言葉をどこかに入れていただきたいと思います。手話が言語であるということは、世界的にも認められ、ろう者による視的、文化的所産である。また、手話に対する理解の促進が期待されるような前文を付けていただければありがたいと思います。

また、定義のところにも、ろう者とは、聴覚障害者の中の手話を使い、日常生活又は社会生活を営む者というような文を入れていただければありがたいと思っております。

2点目は、第6「事業者の役割」のところです。「利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備その他の手話言語」とありますが、この「その他」に引っかかりがあります。文章の意味がよく掴めないのですが、この「その他」が何を指しているか教えていただきたいと思います。

障害福祉課 保木井主幹

最初の「ろう者」という言葉については、ワーキンググループの中でも何度か話題になりました。

構成員の方々からは、「ろう者」という言葉を使うのは、この条例がろう者のための条例に見えてしまう。この条例は、様々な障害のある方を対象としたものであるので、「ろう者」という言葉を使うのは適当ではないというような御意見がありました。更に、「ろう者」という言葉は、逆差別につながるのではないかという意見もあって、あえて、この条例の中では「ろう者」という言葉を使わない形で作り上げているのが現状であります。

次に、第6「事業者の役割」の中の「その他」につきましては、ここにあります「利用しやすいサービス」というのは合理的配慮を伴ったサービスの提供ということでありまして、「働きやすい環境の整備」で言えば、勤務する場合の合理的配慮というのを想定しております。おそらく、これで収まるだろうとは思っておりますが、今後、新たなものが出てくるということに備えて、「その他」という文言を追加したところでございます。

水野委員

ワーキンググループの中で、「ろう者」という言葉は逆差別であるという御意見が出たということですが、私たちの協会からも1人、ワーキンググループ構成員を出しております。その他の団体からも何人か出ておりました。一緒に活動しているので、どういったことか少し聞いてみました。そうしたら、「ろう者」という言葉が差別であると言った覚えはなく、そういった意味ではなく、手話言語だけではずるいという言い方をしただけで、「ろう者」という言葉に抵抗はないということが分かりました。

他の構成員の皆様は、「ろう者」という言葉に、抵抗を持っているだとか、使うのは良くないだとか、受け止め方の違いだとは思いますが、そんなのではなかったように思います。ですので、改めて、ワーキンググループの皆様聞いてみることはできないかと思うのですが、いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

我々の受け止めた認識としては、ワーキンググループの中で、「ろう者」という言葉は非常に否定的な雰囲気であったため、この案を作ったところでございます。

審議会の皆様の総意として、「ろう者」という表現が適切であるということであれば、法文的な問題もあろうかと思いますが、「ろう者」という言葉を使うことを検討したいとは思いますが、いかがなものかとは思っています。

加賀委員

我々の中には、「障害者」という言葉に、「害」の字を使っていることを挙げ、私たちは害なのかということをおっしゃられる方もおりますので、「害」の字を平仮名で表記しているところもございます。

このように、障害者の中にも、様々な取り方があるものですから、「ろう者」という表現が良いのか悪いのかということではなく、その人によって違うものです。私は、「ろう者」であろうが、「聴覚障害者」であろうが気になりませんが、ここにいる障害のある方はどう思われますか。障害のない方もおられるものですから、分からない方もいるとは思いますが。我々本人が障害者です。障害の「害」の字を嫌がる方もおりますし、平仮名にしたからといって何の得になるのだと言う方もおりますので、色々な面があります。ですから、どう使おうが良いという意見です。

高橋座長

ただいまのは、障害の「害」の字を平仮名にしてほしいという御意見ですか。

加賀委員

ほしいではなくて、そういった意見もありますし、変えなくても良いという意見もあるように、障害者の中でも意見は様々ということです。

同じように、「ろう者」と付けた方が良いと言う方もいるだろうし、付けないと言う方もいるだろうし、どちらでも良いのではないかというのが私の意見です。

この場には、障害にない方もおられるので、その方々はどうかと思いました。

高橋座長

議論し始めると、なかなか複雑になってくるかとは思いますが、皆様いかがでしょうか。

永田委員

先程、高橋会長から手話は母語としての言語というお話があったかと思えます。

私自身、手話言語ということと、コミュニケーション手段ということの混同があることを考えますと、母語として手話を使う方がいらっしゃるということは、もう少しはっきりと明記した方が良く思っております。ただし、それが、「ろう者」という言葉を使うのが良いかは別として、手話を母語として使う方がいらっしゃるって、母語として使える環境を整備していかなければならないことを考えるに当たって、そこをはっきりさせるために、「ろう者」という言葉を使いたいのかなと思って、伺っておりました。

障害福祉課 保木井主幹

手話を使われる方の定義としましては、第11の2つ目の項目を見ていただくと良いかなと思うのですが、「ろう者」という言葉を使うのが適当ではないという前提の下で、「手話を使い日常生活又は社会生活を営む人」という言いかたを、「ろう者」の代替の言葉であるという認識で、条例の中で使っております。

高橋座長

手話が言語であるということは、十分にではないかもしれませんが、皆様少しずつ共有できてきたかなと思います。その上で、あとは、「ろう者」という言葉を、手話言語の使用者に使うかどうかということだと思います。

私が言うのもおかしいですが、正確には、日本手話を使う方をのみ「ろう者」と定義し、日本語を動作に

置き換えた手話のようなもの、日本語対応手話を使う方は「ろう者」と言わない方もおります。そして、ろう者以外の耳の不自由な方については「聴覚障害」という言葉を使います。従って、ろう者という名称についてはかなり複雑で難しい問題があると実は思っております。私のこの理解は、水野委員よろしかったでしょうか。

ですから、ろう者の方は、「聴覚障害」という言葉を使わないのです。障害ではなくて、違った言語を持った言語的少数者であるという認識ですから、基本的に障害という認識ではないのです。手話という言語を使う言語的少数者ということになります。このようにかなり込み入った議論になると思います。

加賀委員

では、難聴の方は、どのように言葉にするのでしょうか。

高橋座長

途中で聴力が低下した方は、「中途失聴」という言葉になるかと思えます。

加賀委員

では、普段使っている言葉でいいということですね。ありがとうございます。

水野委員

高橋会長の日本手話と日本語対応手話の2つがあるようなお話でしたが、そうではなくて、音声言語は1つですよ。手話も1つです。ただ、使い方が色々あるだけです。音声言語でも方言があったり、若い人たちが使う言葉もあるわけです。

でも、日本語としての音声言語は1つです。日本手話と日本語対応手話が別であるわけではなくて、手話は1つであると考えております。それだけの話なのですが、日本手話を使うのは「ろう者」だとかいった定義はまだなされていません。ですから、聴覚障害者のうち、ろう者は、母語として、手話言語を使用し大事であるということが分かるようにしていただきたいと思えます。

この条例を、ろう者のための条例として作ってほしいと言っているわけではありません。手話言語を使うのは、ろう者を呼ばれている方なので、それを皆様に知っていただきたい。なので、この条例に、「ろう者」という言葉を入れていただきたいということです。

高橋座長

少し議論が複雑になってきまして、皆様少し付いていけないと感じておられるのではと思えます。どなたか他に御意見はございませんでしょうか。

井上委員

今のことに関係してですが、精神障害に置き換えて考えると、この「ろう者」というのは個別の名称であるので、私は統合失調症なのですが、例えば、これを条例に入れてほしいと言っているのかなと思いました。そう考えると、私は個別の固有名詞をここでは使わないべきであると思いました。

高橋座長

そういった御意見もあるようです。

水野委員としては、どこに、どのように表現を入れ替えるべきだとお考えでしょうか。そのところをも

う少し具体的に説明していただけないでしょうか。

水野委員

先程も申し上げましたが、前文に入れてほしいと思っております。

高橋座長

前文のどこに入れれば良いですか。

水野委員

この順番は決まっているわけですね。

高橋座長

この順番は議論を経て、この順番に収まったわけです。

水野委員

でしたら、1番目の項目の次です。2番目の項目に入れてほしいと思います。

まず、手話言語というのが分からないと思うので、まず、手話が世界的に認められた言語であり、ろう者による歴史的、文化的所産である。手話に対する理解促進が期待されるというような文章を入れてほしいと思います。

高橋座長

今のような御意見については、ワーキンググループにおいても議論がありましたが、現在のこの形で良いと収まったものであります。その時には、愛聴協の代表の方も構成員に含めて、この形で良いと収まったのです。歴史的なことについてはそんなに触れなくても良いということでしたのに、またこれを変えたら、文章的にも少し修正を加えなければならなくなります。

水野委員

文章を変えることが難しいのであれば、どこかに「ろう者」という言葉を入れてほしいと思います。

高橋座長

では、皆様にお聞きしたいと思います。議題が沢山ある中で、この文言のことだけに限られてきましたので、事務局の方で、また検討していただくということでもよろしいでしょうか。

これで、なかなか議論が進んでいかないということもありますので、よろしいでしょうか。事務局から何かありますでしょうか。

障害福祉課 植羅課長

例えばですが、別紙としてお配りをしました「前文（骨子）」の2つ目の項目で、「手話は、ろう者が知識を蓄え、文化を創造するために」というような形でよろしいでしょうか。

審議会の皆様がそれで良いということであれば、修正について考えてまいりたいと思います。

高橋座長

では、「ろう者」という一言を入れても良いと皆様が賛同していただければ、その前提で、もう少し検討していただこうと思います。よろしいですかね。

一応、この会議は重要なことは多数決で決めることになっていますが、あまり多数決をとらずに、なるべく皆様の合意をいただいて進めてまいりたいと考えているものですから。ありがとうございました。

では、事務局でもう少しよろしく願いいたします。

また、加賀委員がおっしゃった障害の「害」の字の表記については、以前もおっしゃっていましたし、平仮名で表記しているところもあるので、また少し検討しても良いかもしれませんね。

長くなってしまい申し訳ございませんが、今のことも含めて、ある程度御了解いただいたということにしたいと思います。また、記載されております障害者コミュニケーション部会の設置についても、御了解いただいたということによろしいですか。

御意見もないということで、ありがとうございました。

事務局におかれましては、各委員の御意見を踏まえて、より良い条例となるように検討をお願いいたします。

では、議題の2番目「第4期愛知県障害福祉計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

15 議題（2）第4期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

障害福祉課 渡辺補佐

私の方から、議題の2番目「第4期愛知県障害福祉計画の進捗状況について」説明させていただきます。資料2の1ページを御覧ください。

第4期愛知県障害福祉計画は、平成27年から29年度までの3年間を計画期間としております。

第4期愛知県障害福祉計画では、障害のある人の自立に向けた支援を着実かつ計画的に推進していくため、国の基本指針に基づきまして、大きく4つの数値目標を設定し、その達成に向けて取組みを進めてまいりました。

目標の1点目でございますが、(1)「福祉施設入所者の地域生活への移行」であります。成果目標①として、29年度末までの地域生活移行者数1,117人としております。これにつきましては、下に記載しておりますが、国の基本指針に即しまして、第3期計画における未達成分734人に、25年度施設入所者数の12パーセントを加えたものが1,117人となりまして、これをそのまま目標値としております。これに対する27年度の実績は29人であり、その内訳が、ア「27年度における地域生活移行者の詳細」に記載しております。

障害の福祉施設から27年度に退所された方が合計で146名であり、その内、地域移行された方が29人でございますが、そのうち、27人はグループホームとなっております。

また、過去の地域生活移行者数の推移が、資料左下の参考2に記載しておりますが、20年度をピークに減少傾向となっております。

次に、成果目標②としまして、29年度末までの施設入所者削減数を158人とするものであり、削減数の実績は、82人となっております。

資料右側、中程の「現状と課題」を御覧ください。地域移行者の減少傾向の理由であります。複合的な要素があるかと思いますが、第3期までの県の障害福祉計画を通じて、地域生活への移行を進めました結果、地域生活への移行が可能な方は、既に地域生活への移行を果たされ、現在、施設入

所されている方は、高齢化、障害の重度化が進んだ方が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が難しい方の割合が高いことが推測されます。

これらの推測を踏まえ、今後は、高齢化、障害の重度化が進んだ方であっても、地域での継続した生活が可能となるように、特にグループホームや、ショートステイの量的拡充や受入体制の強化、障害のある方が地域で自立して安心して生活するための相談支援体制の充実等が必要と考えており、まずは、住まいの場の確保としまして、整備費助成や、本県独自の建築基準法緩和等のグループホーム整備促進支援により、地域における住まいの場を確保してまいります。

また、在宅支援の充実や、市町村自立支援協議会等を活用した相談支援体制のシステムづくりを推進するとともに、相談支援アドバイザーを活用し、広域的、専門的な事例に対応することなどにより、地域における相談支援体制の充実を図り、地域生活移行を推進してまいります。

続きまして、2ページを御覧ください。(2)「入院中の精神障害者の地域生活への移行」でございます。

4期計画での数値目標は、3つございまして、いずれも29年度において、①入院後3か月経過時点の退院率が目標値64パーセントに対して27年度実績が63パーセント。②入院後1年経過時点の退院率が目標値91パーセントに対して27年度実績が92.1パーセント。③29年6月末の時点において、長期の在院患者数の24年6月末時点からの減少率の目標値18パーセントに対して、27年度実績は3.4パーセントとなっております。

資料右側の「評価と分析」ですが、成果目標①、②については、全国平均を上回るペースの進捗ですが、成果目標③については、現状では計画最終年度における目標値の達成は厳しい状況であります。これについては、新しく長期在院者となる患者の発生は、減少傾向にありますが、既存の長期在院者の退院が芳しくないものではないかと考えております。

今後の取組方針ですが、病院主体の退院支援の取組は、今後も継続が重要であると考えておりますが、成果目標③については、既存の長期在院者に対しては、従来とは異なるアプローチでの取り組みが必要であると考えております。具体的には、①から④まで4つ記載しておりますが、長期入院患者の属性分析を進め、状態像に応じた支援策の検討や、保健所や地域アドバイザー、基幹相談支援センター等から構成されるコア機関チームを障害福祉圏域単位で育成し、地域移行支援に係る協働を進めてまいります。

1ページめくっていただきますと、3ページに、過去の長期在院者数の推移や、昨年度実施しました調査結果を付けさせていただいておりますので、後ほど御確認ください。

1ページめくっていただき、4ページを御覧ください。(3)「地域生活支援拠点等の整備」でございます。

これについては、第4期計画からの新規目標であり、成果目標としては、各市町村または各障害保健福祉圏域で地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備するものであり、国の基本指針に即して設定したものです。

27年度の進捗状況としては、豊橋市において、面的整備により1つ完成となっております。

この目標に関する課題と取組状況ではありますが、多くの市町村は29年度に整備予定となっておりますので、地域アドバイザーを活用し、圏域会議を通じて市町村の取組状況を集約しながら、各市町村における取組を支援してまいります。

次に1ページめくっていただき、5ページを御覧ください。(4)「福祉施設から一般就労への移行」でございます。

障害のある方の一般就労は、自立した地域生活を営んでいく上で重要な要素であり、第4期計画で

は、3つの成果目標を設定しております。①一般就労移行者数は、29年度末における目標値が1,178人のところ、実績は877人でした。一般就労移行者数については、年々増加傾向にあります。要因としては、法定雇用率の引上げや30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある方が加えられたことにより、民間企業の障害者雇用に関する意識が高まったこと等が推測されます。

一方で、②就労移行支援事業利用者数は、29年度末利用者数が2,374人の目標に対し、実績は1,464人であり、進捗が遅れておりますが、これについては、就労移行支援事業所数が伸び悩んでいることが上げられます。

また、成果目標③は、資料右側、ウに達成状況を記載しておりますが、3割達成が53か所、0割の事業所が32箇所となっております。両極化している傾向がございます。

今後は、就労移行支援事業等の質と量の確保を図ることや、離職を防ぐための就労定着支援の推進が課題であると考えており、各種研修の充実や整備費補助金の助成を進めるとともに、事業所開設後の指導・監査を引き続き、しっかりと実施し、効果的な一般就労に繋げてまいります。

次に、6ページを御覧ください。障害福祉サービス見込量に対する利用状況です。3期計画初年度の平成24年度と比べますと、一部を除き、各サービスとも利用実績は伸びており、概ね第4期計画で見込んだサービス量の近似値となっております。

就労継続支援A型、雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の障害者が主たる利用対象者ですが、ここ数年、この事業所数が伸びており利用実績も増加傾向にあります。

また、グループホームについても、利用実績は伸びておりますが、地域生活への移行に向けて、今後もグループホームの整備を進めていく必要があると考えております。

今後は、福祉事業経験がない事業者の新規参入も多いと推測されることから、今まで以上に、適切な事業実施とサービスの質の確保が求められますので、サービスの質の向上を図ってまいります。

1ページめくっていただき、7ページを御覧ください。サービスの状況を計画にある障害保健福祉圏域ごとに分析した資料でございます。

サービスを提供する社会資源については、どうしても、地域によって差が生じています。また、各圏域においては、それぞれ違った課題を抱えています。圏域ごとのそれぞれの課題については、各圏域に設置している圏域会議で利用実績等の検証を行い、地域特性や課題を踏まえた今後の施策の有り方等の検討を行っているところでございます。

以上で、資料2の説明を終わらせていただきます。

障害福祉課 伊藤主任主査

先般行われました第1回の審議会におきまして、次回報告とさせていただいた事項について、御報告させていただきます。

園田委員から知事の定例記者会見を配信するホームページに字幕が付いていないとの御意見をいただきましたが、広報広聴課へ確認をとりまして、その考え方について聞き取ってまいりましたので、御報告させていただきます。

広報広聴課では、知事の定例記者会見の様態をインターネットを利用し、動画配信による方法と、文字(テキスト)掲載による方法で、広く県民の皆様にお伝えしているところです。

動画配信については、県のホームページに動画配信サイト「あいちインターネット情報局」を開設しており、その中で記者の質問や知事の発言の順番等を整理して編集した録画配信を行っています。こちら、平成19年6月から実施しております。

なお、よりスピーディーに情報をお届けするために、ユーストリームという費用をかけずに利用できる動画配信サイトを活用してライブ中継も行っています。なお、こちらは、平成23年12月から実施しております。

こうした動画配信は、字幕は付いておりませんので、動画配信をご利用いただけない方には、もう一つの方法の文字（テキスト）掲載をご覧いただけるようにしております。

文字（テキスト）掲載は、発言内容を文字化するために、正確な確認が必要となりますので、動画配信より掲載に時間がかかってしまいます。現状で言いますと、動画は約1週間、テキストは約3週間いただいております。動画配信をご利用いただけない方への速やかな情報提供として、なるべく期間短縮して情報をお届けできるよう今後とも努めてまいります。

なお、録画の動画に字幕を付けて配信することにつきましては、文字化のための確認作業を経て、文字データが完成した後、さらに字幕を付けるための動画編集作業が必要となりますので、視聴可能となるまでに、現状より相当程度時間と費用がかかってしまいますので、文字（テキスト）掲載をご覧いただきますようお願いいたしますとのことです。以上です。

特別支援教育課 伊藤補佐

続けて、もう1点御報告させていただきます。

第1回の審議会においては、教育委員会から「愛知県特別支援教育推進計画の進捗状況について」御報告をさせていただきました。

その中で、特別支援学校における特別支援学校等教諭免許状の保有状況を御報告させていただきましたが、その報告に対しまして、新規採用者の数も分かれば教えてほしいという質問がありましたので、御報告させていただきます。

改めて全体の確認ですけれども、文科省の調査で平成26年度が最新のものになりますが、愛知県全体の公立の特別支援学校教員における特別支援学校等教諭免許状の保有率が61.8パーセントに対しまして、この中の新規採用者に限ると、47.3パーセントとなっております。以上です。

高橋座長

ありがとうございました。

今の報告事項も含めて、構いませんが、御質問や御意見はございませんでしょうか。

河口委員

資料2の1ページ目、「福祉施設入所者の地域生活への移行」のところで、毎回御報告いただいて、なかなか達成が難しいということがあるようです。

「現状と課題」を見ると、本人や家族の高齢化が理由に挙げられていて、その対策として、グループホームやショートステイの受入体制の整備、相談支援体制の充実が挙げられています。しかし、本当に地域生活への移行を推進していくということであれば、もう少し原因を把握した方が良いと思います。やはり、家族の支援で基本的に成り立っているのだから、家族が安心して地域移行させられるようなサービスが必要であると思います。例えば、行動援護のヘルパーさんも全然足りていないといったことを個別に聞いていたりします。

意見としてですが、その辺をしっかりと調べてもらっても良い時期ではないかと思っています。例えば、平成27年2月に三重県の健康福祉部障がい福祉課で、施設入所者や待機者向けの調査をしていて、もう少し細かく把握されていると思います。そのようにしなければ、現実的に本当に何が原因なのかははっきりしないのではないかと思います。

あと、国から目標設定するよう出されているのは、施設からの地域移行者だけですが、実際に、施設に入ってくる人はどうなっているのか。もしかしたら、地域で生活できるにもかかわらず、サービスや家族への支援がないために施設入所に至ってしまった方もいるかもしれません。

質問と要望になりますが、御回答いただければと思います。

高橋座長

地域移行できない理由をもう少し詳しく把握した方が良いのではないかとということ、新たに入ってくる方の中には、本当は入らなくて良い方もいるのではないかと。そういったことの実態把握をされてはどうかということですね。

事務局いかがでしょうか。

障害福祉課 渡辺補佐

先程御説明しましたとおり、確かに、地域移行については芳しくない結果が出ております。

原因としましては、高齢化や障害の重度化、また既に地域移行が進んでいるということもあろうかと思いますが、御指摘のとおり、それぞれ細かい理由というのはあると思います。三重県の調査を参考にとという御意見をいただきましたので、検討してまいりたいと思います。

河口委員

新規の入所者の状況というのは、愛知県ではどれくらい把握されているのでしょうか。

障害福祉課 渡辺補佐

新規の入所者の状況については、まだ把握しかねているところでありますので、これを含めて課題として受け止めてまいりたいと思います。

高橋座長

ありがとうございました。

では、他にいかがでしょうか。

徳田委員

2ページ目、「入院中の精神障害者の地域移行について」のところですが、感想と意見と、それから質問の3点ございます。

今、河口委員から福祉施設入所者の地域移行の問題に関して、分析が、高齢化や障害の重度化が進んでいるということに加えて、もう少し詳しくという御意見がありました。

私、1ページ目と2ページ目を比較すると、1ページ目は、いわゆる身体障害、知的障害のある福祉施設入所者が障害を抱えながら地域で暮らす問題と、2ページ目は、確かに長い間続くものではありませんが、病気を抱えながらも3か月で地域に出そうという流れがある、いわゆる長期入院者の問題です。

そこで、2ページ目の③の長期入院者の減少率を平成29年度までに18パーセントにするという目標に対し、実績が3.4パーセントであるという数値についてですが、1つはびっくりしたのと、よくよく考えるとありえることなのかなというのが感想であります。

その原因について、例えば、高齢化とか家族の受け手の問題、病気の重症度の問題、地域に出たがらないという問題とかそういったことが「評価と分析」のところは一切記載がなくて、長期入院者の問題は全国と

比べても低調であり、現状では計画最終年度における目標達成は難しいものと考えするという旨の記載だけあって、とても客観的に眺めているだけだなという印象を持ちました。

また、国がパーセントで出しているということもありますが、私たち、第4期計画の立てた者ですら、この表自体理解することがなかなか難しいです。1ページ目は、施設からの地域移行ということで、家庭に戻ったとか、グループホームに戻ったとか、福祉ホームに戻ったとか、非常に分かりやすいのですが、2ページの精神障害者の地域移行の資料自体が、とても分かりづらいです。ただ分かったのは、長期入院者の問題がまったく解決されず、27年から最終年度の29年を通じて、目標が達成できないということだけです。

それで、この問題に対して、どのような取組を行うのかということが、①から④まで記載されています。職員の方は苦勞されて仕事をしているとは思いますが。率直な感想ですので怒らないで聞いてほしいのが、患者の属性分析とか、患者の実態、それから医療と福祉、これは障害が病気と福祉課題を持っているものですから当然ですよ。それから、新しくコア機関チームを作るということで、これは去年から自立支援協議会で論議に出されて、ある意味で期待しているのですが、これがどのように機能しているかもわからない記述です。

高橋座長

申し訳ありませんが、もう少し短くお願いできますか。

徳田委員

申し訳ございません。何が言いたいかという、1つ提案があります。

この長期入院者の問題を解決するのに、住むためのアパートやグループホームということではなく、昔は援護寮という名称でありました制度、今では制度が変わって宿泊型生活訓練施設というのですが、この導入を真剣に考えてみてはどうかと思っております。

もちろん、公立の施設はありませんので、民間事業者が手を挙げるのを後押しするような制度も作っていただきたいです。高齢化が進んでいたり、家庭に家族がいない方は、いきなり地域生活をするのは不可能なので、2、3年間そこで生活の仕方を教え、援助し、関係を作りながら地域生活に押し出していくような制度の創設を検討していただけないでしょうか。

特に病院にいる看護師やワーカーなどの心ある方たちは、地域で支えることが大切であるという認識がありますので、それも応援していただきたいと思えます。地域で暮らしていく上で、そういった専門家もいて、社会生活支援機能も付いた宿泊型の施設をやっていただければ、病院の医療圏で働いていた専門家が地域で活躍できる場ができると思えます。こういったことをぜひやっていただきたいというのが意見であります。

もう1つ質問なのですが、今日の資料には出ておりませんが、第4期計画で、アウトリーチを29年度までに、2か所で行うという数値目標があります。原案で最初1か所だったのを、私たちから意見を出しまして、2か所にさせていただきました。城山病院という、今では名称が変わって愛知県精神医療センターですが、そこが今年からアクトを始めています。もう1か所、知多あるいは尾張で、立ち上げの援助をしていただきたいと思っております。なので、このアウトリーチの状況について教えていただきたいと思えます。

障害福祉課ころの健康推進室 鈴木室長

まず、1点目の感想として御発言いただきました資料の書きぶりについて、客観的すぎるのではないかと御指摘でした。確かにそういった嫌いもございしますが、あくまで評価としてでございますので、客観的に記載させていただきました。御了解いただきたいと思えます。

次に、御意見としていただきました宿泊型生活訓練施設の導入に係る検討についてでございますが、確か

に長期入院者の地域生活への移行がなかなか捗らないという中で、県としましては、資料に記載しております取組を進めていくという考えであります。いただきました御意見についても検討してまいりたいと思います。

障害福祉課 ころの健康推進室 角田主任主査

最後に御質問いただきましたアウトリーチの進捗状況について、御報告したいと思います。

委員御指摘のとおり、アウトリーチを実際に行っている施設としては、旧城山病院、現在の愛知県精神医療センターがアクトチームという形で行っておりまして、実質的に行っているのはこの1か所のみとなっております。

このことにつきましては、医療機関の協力の下、医療機関をコアとするのが実質的であろうということで、医療機関の方をメインとしたアウトリーチの普及啓発活動というのをここ数年継続的に行っております。

その中で、講師には旧城山病院で実際にアクトチームをやっておられる方をお招きし、実際にどのように行うのか、実際にどのようなことに課題があるのか、どのようなことに妙味があるのかなど、地域の医療機関の方に語りかけるような場を設けております。それにより、関心を持っていただいた医療機関がありましたら、前向き進めていただけるようバックアップするなどし、アウトリーチが複数のか所で行われるよう努力しているところであります。

岡田委員

1 ページ目の地域生活への移行が進んでいかないというところで、障害当事者の方も高齢になりますと、色々な病気を患ったりとか、骨折なども多くなります。家族としては、グループホームに入ったとしても医療的な面で非常に心配になり、家族がグループホームへの移行を賛成しないという現状もあるようです。

もちろん原因の把握もしていただきたいですが、こうした状況もありますので、地域における医療ネットワークが必要であると考えています。

発達障害については、コロニー中央病院を中心に発達障害医療ネットワークをいうのを作っていただける流れがあるのですが、一般の医療に対するネットワーク、例えば、骨折して医療機関に診てもらった後のリハビリテーションに移る際の引継ぎがしっかりととなされて、病気や怪我をしても安心して住み続けることができる状況がないと、家族としても地域に移行させることに二の足を踏んでしまうということもありますので、御検討をよろしくお願いします。

障害福祉課 渡辺補佐

先程の河口委員の御意見にも関連してくるかと思いますが、御指摘のとおり、医療の面で心配があり、地域生活への移行を躊躇してしまうという状況もあろうかと思えます。それを含めまして、状況の把握に努めてまいりたいと考えており、次の機会に御報告できればと考えております。

高橋座長

ありがとうございました。

まだ、御意見があるかもしれませんが、大分時間も過ぎましたので、次に移りたいと思います。もし、また何か御意見等ございましたら、事務局の方に御提出していただければと思います。

事務局におかれましては、有益な御意見をいただきましたので、御意見を踏まえて、成果目標の達成に向けて効果的な施策の推進をお願いします。

続きまして、報告事項に移ります。

本日報告事項が3件ありますので、3件続けて事務局から説明していただいた後に、まとめて御質問や御意見を伺うこととします。

それでは、1件目の「障害者総合支援法等の一部改正について」から、事務局から説明をお願いします。

16 報告事項（1）障害者総合支援法等の一部改正について

障害福祉課 柴田補佐

私から、「障害者総合支援法等の一部改正について」として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正について説明させていただきます。

資料3になります。

障害者総合支援法は、障害者自立支援法を前身として、障害者の福祉サービスについて定めてものになります。この法律は、平成25年度から段階的に施行されておりましたが、その附則において、法施行3年を目途に、検討を行い所要の措置を講じるものとしておまして、今回その改正が行われたものであります。

また、障害児のサービスについては、児童福祉法にて定められておりますので、併せての改正となっております。

今回の改正の趣旨でございますが、障害者の高齢化や重度化に対応する支援を大きな柱としております。具体的には、2「概要」になっております。

まず、(1)「障害者の望む地域生活への支援」でございます。まず1つ目の丸で、新たなサービスとして、自立生活援助というものを新設します。これは、施設やグループホームなどから、一人暮らしを希望する知的障害者などに対して、定期的な巡回訪問やメール、電話等による随時のサービスを行うというものであります。

また、2つ目の丸記載のとおり、就労定着支援というサービスを新設します。これは、一般就労に移行する障害者が増加しておりますが、就労に伴う環境の変化による生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整の支援を行うものであります。

最後の丸ですが、障害者は65歳を超えますと、介護保険サービスが優先されるようになりますが、介護保険サービスへの移行に伴い利用者の負担が増加するという課題がございました。高齢障害者にとって大きな負担となっておりましたので、これに対して、一定の要件の下、障害福祉サービスにより軽減（償還）できる仕組みを設けたものでございます。

続きまして、(2)「障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応」でございます。1つ目の丸ですが、重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設するというものでございます。

2つ目の丸ですが、保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大するというものであります。

続きまして、(3)「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」でございます。まず、補装具費の支給範囲の拡大でございます。補装具費は、現在、購入に対して行われておりますが、貸与についても活用を可能とするものでございます。

2つ目の丸ですが、障害福祉サービスの情報公開制度でございます。事業者に、障害福祉サービスの内容を都道府県知事に報告させ、都道府県知事その内容を公開するというものでございます。

この改正法につきましては、平成28年6月3日に公布されましたが、改正がサービス報酬に係るものもございまして、施行については、次回のサービス報酬改定の時期であります平成30年4月1日からとなっております。

今後、具体的な要件についても、順次定められることになっておりまして、情報が入り次第、関係機関に情報提供してまいりたいと考えております。以上です。

17 報告事項（２）発達障害者支援法の改正について

障害福祉課 立花補佐

続きまして、私から、「発達障害者支援法の改正について」説明させていただきます。

資料４を御覧ください。

発達障害者支援法につきましては、平成１７年の施行後、約１０年経過しております。今般、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、法律の全般にわたって改正されております。この改正法は、５月２５日開催の参議院本会議で全会一致の下で可決・成立しており、６月３日に公布されております。

それでは、第１「総則」から順番に主なものについて説明させていただきます。

まず、第１「総則」の（１）第１条の「目的」でございます。これは、発達障害者に対する切れ目のない支援を行うことの重要性を鑑みて、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、規定しております。

次に、（３）第２条の２の「基本理念」ですが、これは新たに条文が新設されまして、記載されております①から③までの基本理念が示されております。

続きまして、第２「発達障害者の支援のための施策」でございます。まず、（２）第８条の「教育」では、可能な限り、発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育が受けられるよう配慮するという規定がなされるとともに、支援体制の整備として、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進、並びにいじめの防止等の対策の推進に併せて、専修学校の高等学校に在学する生徒も支援の対象であると規定されております。それから（７）第１２条の２の「司法手続における配慮」が新設されております。こちらは、発達障害者が刑事事件の取り調べや裁判におきまして、不利にならないよう各地方自治体は発達障害者のそれぞれの特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮等を行うものとされております。

続きまして、第３「発達障害者支援センター等」でございます。まず、（１）第１４条の「センター等における支援に関する配慮」が項を追加して新設されております。都道府県は、発達障害者及びその家族、関係者が身近な場所において、必要な支援が受けられるよう適切な配慮をするものとされております。

最後に、第５「その他」でございます。施行期日につきましては、６月３日の公布日から３か月以内の政令で定める日となっております。

説明は以上になります。

18 報告事項（３）第１６回全国障害者芸術・文化祭あいち大会準備状況報告について

障害福祉課 加藤主幹

この障害者芸術・文化祭は、今年度、トリエンナーレ、国民文化祭に続いて開催される「芸術・アートの年」の最後を飾るイベントでございます。

それでは、資料５を御覧ください。

１枚はねていただくと、実施計画となっております。この実施計画の１ページを御覧ください。

名称は、「第１６回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」でございます。

愛称は、公募作品１、２、４、３点の中から選ばれた「ゲイジユツのチカラ・あいち」でございます。

２ページにございますとおり、開催期間は、平成２８年１２月９日から１１日までとなっております、それに

先立ち、美術・文芸作品展を国民文化祭の閉会日であります12月3日から開催してまいります。入場料は無料となっておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

それでは、5ページを御覧ください。1つ目の丸にありますように、全国から美術・文芸作品を募集し展示してまいります。6月27日から公募を開始しました。テーマ部門では、思わず「なんだこれは!？」と言ってしまうような、芸術の枠にとどまらない作品を募集してまいります。

続きまして、7ページを御覧ください。1つ目の丸にありますように、全国から障害のある方を含むグループの舞台芸術を募集し、発表していただきます。こちらも6月27日から公募を開始したところでございます。応募期間は8月31日までとなっておりますので、周知等に御協力をお願いいたします。

続きまして、13ページを御覧ください。まず、「市町村・大学・美術館との連携」でございますが、あいち大会に関連した作品展示等を行うことで、地域への展開を図り、あいち大会のPRをしてまいります。

続きまして、14ページを御覧ください。1つ目の「学校等との連携」でございます。昨年12月に、県内の小中高等学校及び特別支援学校に、あいち大会に来場してもらえるよう依頼し、6月までに、延べ20校の鑑賞申込をいただいております。引き続き、多くの学校に参加してもらえるよう、働きかけてまいりたいと思っております。

説明は以上になりますが、お手元にPR用のチラシを配付させていただきました。この紙吹雪のデザインは、色とりどりの様々な個性を持った多くの皆様が集まって、1つの大会を作っていくという、あいち大会のイメージを表したものであります。このデザインのように、多くの作品や舞台芸術をお寄せいただきたいと思います。障害の有無にかかわらず、多くの皆様に御参加いただきまして、そして楽しむことのできるあいち大会を目指し、12月の開催に向けて盛り上がりを加速してまいりますので、引き続き、周知等について御協力をお願い申し上げて、説明を終わらせていただきます。

高橋座長

ありがとうございました。3点御報告いただきました。時間を大分過ぎてしまいましたが、どうしてもという方がおられましたら、お伺いしますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

辻委員

少しよろしいでしょうか。

高橋座長

では、手短にお願いします。

辻委員

障害者差別解消推進条例が4月から施行されております。せっかくこの審議会がございますので、進捗状況について、どのような相談がきているとか、分かる範囲で構いませんので、教えていただけないでしょうか。

障害福祉課 伊藤主任主査

個別の事案につきましては、プライバシーの問題等もございますので、内容は控えさせていただきたいと思っておりますが、障害福祉課で把握している限りですと県全体で16件ほどの相談をいただいているところであります。内容については、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供など様々でございます。

なお、市町村への相談事例につきましては、ただいま照会中であります。以上です。

高橋座長

ありがとうございました。

まだ、御発言をされていない方もおられると思いますが、本日の会議は、これで終わらせていただきたいと思っております。長時間にわたり、皆様活発に御意見や御質問をいただき、ありがとうございました。

事務局におかれましては、今日出ました御意見や御質問を踏まえ、障害者施策の一層の推進を図っていただきたいと思っております。それでは、事務局にお返しします。

19 閉会（障害福祉課 植羅課長）

本日はお忙しい中を長時間にわたり、大変熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

本日御議論いただきました議題の1番目の条例につきましては、前文の中に「ろう者」という言葉を入れてほしいという御意見、また定義のところ、「絵による表示」を入れるべきであるという御意見をいただきました。こちらについては、しっかりと検討させていただきました。法規担当課と調整をした上で、結果については皆様にお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、議題の2番目につきましても、実態把握について御意見をいただきましたので、こちらについても、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

なお、次回の当審議会につきましては、来年2、3月頃の開催を予定しております。正式な日程が決まり次第、開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以上で、平成28年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人

印

署名人

印